

業 務 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 株式会社児湯青果地方卸売市場（以下「市場」という。）運営に関しては、この業務規程の定めるところによる。

(市場の名称、位置及び面積)

第 2 条 市場の名称、位置は次のとおりとする。

名 称 株式会社 児湯青果地方卸売市場

位 置 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 2 3 7 2 番地 1

(取扱品目)

第 3 条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

野菜及び果実並びにこれらの加工品、その他生鮮食料品等とする。

(開場の期日)

第 4 条 市場は、日曜日並びに次に掲げる日を除き開場するものとする。

正月 4 日間 お盆 2 日間 年末 2 日間 祝日 会社の指定する日

2 市場は前項の規定にかかわらず、とくに必要と認めたときはこれを変更することがある。

(開場の時間)

第 5 条 開場の時間は次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することがある。

午前 6 時から午後 5 時まで

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は前項の開場の時間の範囲内での開設者が別に定める。

3 取引の開始の時刻は、振鈴または口達等をもって通知する。

(臨時休場等の通知)

第 6 条 開設者は臨時に休場し、若しくは臨時に開場しようとするとき、又は開場しているとき、又は開場している時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を市場内の所定の掲示板に掲示するとともに関係者に周知させるものとする。

第 2 章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 この市場において、第3条の規定の取扱品目に係る「卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第4項の卸売業者（以下「卸売業者」という。）は次の通りとする。

株式会社児湯青果地方卸売市場

(せり人)

第8条 卸売業者がこの市場において行う卸売のせり人は、当該卸売業者が開設者に届け出た者でなければならない。

2 せり人は卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

(せり人の監督)

第9条 開設者は、せり人が次の各号の一に該当するときは、当該せり人について、その職務を停止することができる。

(1) 市場における卸売の公正を害し、若しくは害する恐れのある行為をしたとき。

(2) 法令若しくは、この規定又は、これに基づく開設者の指示に違反したとき。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第10条 市場においてせり売り又は入札の方法により卸売を受ける者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名、名称、商号、住所及び略歴

(2) 法人の場合にあつては、資本または出資の額および役員の氏名

(3) 卸売を受けようとする取扱品目の部類及び年間買受見込額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

(4) その他必要事項

3 開設者は第1項の承認を受けようとする者が次の各号の一に、該当する場合は同項の承認をしないものとする。

(1) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しないものであるとき。

(2) 申請者が当該申請に係る市場の役員若しくは、使用人であるとき。

(3) 申請者が市場から買受人としての資格の取り消しを受け1年を経過しない

ものであるとき。

- (4) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までの一に該当する者があるとき。

(名称変更の届出)

第11条 前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号または住所を変更したとき
- (2) 法人の場合にあっては資本若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (3) 取扱品目の部類を変更しようとするとき
- (4) 買受人としての業務を廃止しようとするとき

2 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない

(買受代理人の承認申請)

第12条 買受人が代理人をして買受業務に参加させようとするときは、あらかじめ買受代理人申請書を開設者に提出してその承認を受けなければならない。これを廃止する時も同じである。

2 第10条規定は第1項の承認について準用する。

3 第1項の代理人の行為はすべて買受人本人の行為とみなす。

(買受人の承認の取消等)

第13条 開設者は買受人が第10条第3項の各号の一つに該当することになった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が各号のいずれかに該当することになった時は、その市場における売買取引の全部または一部を制限することができる。

- (1) 売買取引に関して不正の行為があったとき
- (2) 買受代金（消費税若しくは地方消費税を含む）の支払いを怠ったとき
- (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき
- (4) 正当の理由がなく引続き3ヶ月以上取引を休止したとき
- (5) 買受人の申請に虚偽の事実が認められたとき
- (6) 法令若しくはこの規定又は、これに基づく開設者の指示に違反したとき

(買受人の業務の規制)

第14条 この市場において買受人は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市場における取引秩序を乱し、円滑な取引を阻害し又はその恐れのある行為をすること。
- (2) この規定又はこの規定に基づく定め並びに契約等に違反すること。

(買受人の保証金)

第15条 卸売業者は卸売を受けようとする買受人に対して年間買上額（消費税額及び地方消費税額を含む）の3日相当額の保証金の預託を受けることができる。

2 保証金充当

卸売業者は買受人が買受代金、保管料その他卸売業者に支払うべき金額（消費税額及び地方消費税額を含む）の支払いを怠った時は前条の保証金を優先してこれに充てることができる。

(買受人組合)

第16条 買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員の氏名、組合員数を開設者に届け出なければならない。

これを変更したときも同様とする。

(買受人の記章)

第17条 開設者は買受人の承認をしたときは、買受人記章を交付するものとする。

2 買受人は前項による買受人記章を市場内において常に着用しなければならない。

第3節 付属営業人

(付属営業人の承認)

第18条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人、その他市場の利用に便益を提供し、又は市場の機能の充実に資するため、次に掲げるものに対し、市場内において店舗その他の施設を設けて営業することを承認することができる。

(1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、その他市場の機能の充実に資する者として別に定める業務を営む者。

(2) 飲食店営業、理容業、その他の市場の利用者に便益を提供するものとして別に定める業務を営む者。

2 前項の承認を受けようとするものは、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者は前項の承認をした場合には、明らかな契約を締結しなければならない。

(付属営業の規制等)

第19条 開設者は付属営業の適正な運営を確保するため、とくに必要があると認めるときは付属営業人に対しその業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第20条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第21条 卸売業者は、市場において行う売買については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売り又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち開設者が別に定める数量又は割合に相当する部分についてはせり売り又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売り若しくは入札の方法又は相対取引

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の数量又は割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる割合であって開設者がせり売り又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めたときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 第29条但し書の規定により、市場における買受人以外の者に対して卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売り又は入札の方法によらなければならない。

(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 開設者は、第1項第2号に定める数量又は割合を定め、又は変更しようとするときは、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定または変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(卸売方法の変更)

第21条の2 卸売業者は前条により販売方法を定め又は変更しようとする場合には次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知しなければならない。

(1) 当該品目及び販売方法

(2) 販売方法を定め又は変更する理由

(売買取引の単位)

第22条 売買取引の単位は、重量による。ただし慣行があるときはその単位とすることがある。

(売買取引の呼値)

第23条 卸売の売買呼値は金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）による。

(指値等のある受託物品)

第24条 卸売業者は、受託物品売買取引に指値（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）その他の条件がある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することはできない。

(せり売り方法)

第25条 卸売のためのせり売りは、その販売物品について荷印、等級および数量（重量）その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）を2回呼び上げたとき、その申込者をせり落とし人として決定する。ただしその最高価格（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）が指値に達しない場合はこの限りではない。

3 最高価格の申込者が二人以上ある時は、抽選、その他適宜の方法によってせり落とし人を決定する。

4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、直ちにその価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）、数量及び買受人の氏名又は商号を呼び上げなければならない。

5 買受人は、せり落とした物品に直ちに氏名又は商号を書いた札を入れなければならない。

(入札の方法)

第26条 卸売のための入札売は、その販売物品について荷口ごとに荷印、等級及び数量その他必要な事項を掲示し又は呼びあげた後、入札人に対し一定の入札用紙に商号、氏名、入札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）、その

他指定事項を記載させて、これを行わなければならない。

- 2 開札は入札終了後直ちにお行い、最高価格の入札人を持って落札人とする。ただし入札価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）が予定価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）に達しない場合はこの限りではない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は入札売の場合に準用する。
- 4 卸売のための入札売が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - （1）入札人を確認できないとき。
 - （2）入札金額その他指定事項が不明なとき。
 - （3）入札に際して不正行為があったとき。

（異議の申し立て）

- 第27条 せり売又は入札売に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、その理由を明らかにして直ちに開設者にこれを申し立てることができる。
- 2 開設者は前項の申し立てについて正当な理由があると認めたときは、せり直しまたは再入札を指示することができる。

（差別的取扱いの禁止）

- 第28条 開設者は市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下、「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。
- 2 卸売業者は卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

（卸売の相手方の制限）

- 第29条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 市場における入荷量が著しく多いか又は出荷された生鮮食料品等が買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずる恐れのある場合。

イ 買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合。

ウ 入荷量を調整するため他の卸売業者に対して卸売する場合。

（2）卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約の基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び開設者の定める事項を記載した承認申請書を開設者に提出して、買受人その他の利害関係者の意見を聴いた上で当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けていること。

（３）卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資または拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）という。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（一月以上一年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び開設者の定める事項を記載した承認申請書を開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けていること。

（４）卸売業者が買受人組合と協議し、開設者の承認を受けている場合

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止）

第３０条 卸売業者（その役員及び使用人を含む）は、自己の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けてはならない。

（市場外にある物品の卸売の禁止）

第３１条 削除

（卸売業者の買受物品等の制限）

第３２条 卸売業者は、市場において卸売の業務に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、開設者が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報償収受の禁止)

第33条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から第44条に定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第34条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定め、開設者に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、当該市場の見やすい場所にこれを掲示しておかなければならない。

(上場の順位)

第35条 卸売業者は、せり売り又は入札の上場順位については、原則として物品の到着の順序によらなければならない。ただし、不当な価格を生じ又は腐敗の恐れがある物品については上場の順位を変更することがある。

(販売前における受託物品の検収)

第36条 卸売業者は、受託物品（電子商取引に係る受託物品を除く）の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めたときは、別に定めるところにより、開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りではない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける物のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めたときは、別に定めるところにより、開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異常については、第1項のただし書きに規定する場合を除き、第2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(物品取引の下見)

第37条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現物又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

2 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前に、その物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量、その他の必要な事項を明示しなければならない。

(卸売物品の引取り)

第38条 買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引き取りをお怠ったと認められるときは買受人の費用でその物品を保管し又は他のものに卸売することができる。

3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第39条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは開設者は、その売買を差し止め又はせり直し、若しくは再入札を指示することができる。

(1) 談合、その他不正な行為があると認めたとき。

(2) 正当な値段を生じたとき、又は生じる恐れがあると認めたとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第40条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的を持って所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の販売を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(売買取引の条件、結果等の公表)

第41条 卸売業者は、次に掲げる取引条件を定めて、掲示板その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 第44条に定める委託手数料その他卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 卸売に係る販売代金支払期日及び支払方法

(6) 奨励金の種類、内容及びその額

2 卸売業者は、毎日の卸売予定数利用にあつてはその日の卸売が開始されるときまでに、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）にあつてはその日の卸売が終了した後速やかに、その月の前月における第44条に定める委託手数料の種類ごとの受領額並びに第45条に定める出荷奨励金及び第48条に定める完納奨励金の交付額にあつては交付後7日以内に、場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 3 開設者が行う売買取引の結果等の公表については、前項の卸売業者が行う掲示をもって行うものとする。

(仕切り及び送金)

第42条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは委託者にその卸売をした日から起算して7日以内に売買仕切書を送付するとともに売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。ただし、住所不明等特別の事情のある場合、又特約のある場合にはこの限りではない。

- 2 前項の売買仕切書には当該卸売をした物品の品目、価格（消費税額及び地方消費税を除く）、消費税額等の金額を合計した額及び数量を正確に記載しなければならない。

- 3 第1項の売買仕切りは、現金または口座振替その他取引参加者当事者間で定めた方法により支払わなければならない。

(条件付受託物品の販売不能の際の措置)

第43条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品をその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(委託手数料)

第44条 この市場において卸売業者が委託者から収受する委託手数料は卸売金額（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含まない）に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額にその消費税額等に相当する金額を加えて得た金額とする。

野菜及びその加工品	100分の10以内
果実及びその加工品	100分の10以内
その他の物品	100分の10以内

(出荷奨励金の交付)

第45条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため、当該卸売金額（消費税額等を除く）に次の交付率以内の率を乗じて得た金額に、その消費税に相当する金額を加えて得た金額を出荷奨励金として出荷者に対して交付することができる。

野菜及びその加工品	100分の1以内
果実及びその加工品	100分の1以内

(買受代金の支払義務)

第46条 買受人は卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けてから3日を経過する日までに買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払わなければならない。

ない。ただし卸売業者と買受人との間に特別の定めがある場合にはこの限りではない。

2 前項のただし書きの特約はその他の買受人に対して不当な差別的な取り扱いとなるものであってはならない。

3 第1項の買受金は、現金又は口座振替その他取引参加者当事者間で定めた方法により支払わなければならない。

(卸売代金の額の変更の禁止)

第47条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があると認められたときでなければその額を変更してはならない。

(完納奨励金の交付)

第48条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額（消費税額等を除く。）に取扱品目ごとに次の交付率以内の率を乗じて得た金額に、その消費税額等に相当する金額を加えて得た金額を完納奨励金として買受人に交付することができる。

野菜及びその加工品 100分の1以内

果実及びその加工品 100分の1以内

2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 当該完納奨励金の交付が卸売業者の間において過当の競争による弊害が生じる恐れがあるとき

(2) 当該奨励金の交付が卸売業者として財務の健全を損ない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがあると認められるとき。

(その他の決済の方法)

第48条の2 市場における売買取引の決済は、第42条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で定めた支払期日までに行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第49条 卸売業者、買受人及び付属営業人等が、市場内で使用する用地、建物、その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 前項の市場施設の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、開設者が使用者と話し合いで定めるものとする。

(無許可営業の禁止)

第50条 付属営業人等が、それぞれの許可若しくは承認を受けた業務を行う場合および開設者が必要と認める者を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(用途変更、原状回復、転貸等の禁止)

第51条 市場施設の利用者は、当該施設の用途又は現状を変更し又は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(使用の承認の取り消し等)

第52条 開設者は、次に掲げる場合には市場施設の使用の承認を取り消し、若しくは変更し又は使用の制限、その他の措置を命ずることができる。

- (1) 開設者が業務上の監督、災害の予防、交通の整理、衛生の確保、その他市場秩序の維持又は公共の利益の保全のため特に必要があると認めるとき。
- (2) 利用者が、市場施設の使用につき承認の内容、その他条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、故意又は過失によって市場施設を滅失しまたは毀損したとき。
- (4) 利用者が使用料等の支払いを怠ったとき。
- (5) 利用者が、卸売市場法施行条例、若しくは同条例の施行に関する規則、若しくはこれらの規定に基づく開設者の指示に従わないとき。

(補修弁済)

第53条 市場施設を故意または過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし又はそれに代わる費用を弁済しなければならない。

第5章 管 理

(指導・報告等)

第54条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため又はこの業務規程に定められている遵守事項を遵守させるため必要と認めたときは、卸売業者、買受人又は付属営業人にたいし、その業務又は財産に関し、指導、助言、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 卸売業者は法の定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書の貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、法で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 第1項に基づき開設者が市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対しその業務又は会計に関し必要な改善

措置を取るべき旨申し入れることができる。

- 4 開設者は買受人又は付属営業人が法、業務規定又は前項に基づく改善措置を取るべき旨に違反したときは、第10条又は第18条の承認を取り消すことができる。

(市場秩序の保持等)

第55条 取引参加者及び市場へ入場する者は市場において秩序を乱し又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

- 2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益をはかるため必要があると認めたときは、取引参加者及び市場へ入場する者に対して適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持)

第56条 市場の利用者は、この市場内の衛生管理、清潔保持に努め、開設者の許可なしに市場内で物品の処理加工を行い、又は自己の物品、容器その他の物品を放置してはならない。

(物品の品質管理の方法)

第57条 削除

(備え付け帳簿)

第58条 開設者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 会計帳簿
- (2) 各種承認台帳
- (3) その他必要と認める帳簿

- 2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 各種会計帳簿
- (2) 荷受帳ならびに売り捌台帳
- (3) 荷主口座帳ならびに買受人口座帳
- (4) 荷主名簿ならびに買受人名簿
- (5) その他必要と認める帳簿

(補則)

第59条 この業務規程の施行に関して必要な事項は開設者が別に定める。

(附則)

この業務規程は、昭和52年5月14日より施行する。

(附則)

この業務規程は、平成元年４月１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、平成９年４月１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、平成１２年４月１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、平成１７年３月２９日より施行する。

（附則）

この業務規程は、平成２２年４月１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、令和元年１０月１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、令和２年６月２１日より施行する。

（附則）

この業務規程は、令和６年４月１日より施行する。

別表第 1（せり売で卸売を行う物品）

別表第 2 及び別表第 3 に掲げる以外の生鮮食料品等

別表第 2（相対取引を認めるが、せり売の最低数量を定める物品）

県外産野菜（別表第 3 で掲げるものを除く）、県外産果実（別表第 3 で掲げるものを除く）、県内産のハウス日向夏及び県内産のマンゴー

別表第 3（卸売業者に販売方法は任せる物品）

県外産の土物野菜及び果実で次に掲げるもの
ばれいしょ、たまねぎ、りんご、かき、ぶどう類及びレタス、白菜、キャベツ、
大根、レモン、オレンジ、グレープ、キウイ、パインアップル、バナナ並びにそ
の加工品等
その他輸入物の土物野菜及び果実